

○農林水産省令第二十八号

植物防疫法(昭和二十五年法律第五十一号)

第二十二条の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十年四月九日

農林水産大臣 島村 宣伸

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令  
植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第七十三号)の一部を次のように改正する。  
第四十条第一号中「野菜」の下に「及びきく」を加え、同条第二号中「レタスさんかく病菌」の下に「、きくしろさび病菌」を加える。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。